

令和3年8月13日

市民・事業者の皆様へ

松山市長 野志 克仁

新型コロナウイルス感染症に関する「感染対策期」の要請について

市民や事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、7月後半から急激に感染が拡大し、7月29日（木曜日）から、県内が「感染警戒期」～特別警戒期間～になったのに合わせ、松山市でも、皆様に感染防止対策の協力をお願いしてきました。

一方、全国的に感染が収まる兆しは見えず、加えて、現在は感染力が強いデルタ株が主流で感染のスピードが速く、保健所の調査でも「いつ、どこで感染したのか」感染経路が見えないケースが増えています。本市は「市中で感染がまん延し、感染リスクが非常に高まっている」状況です。

愛媛県は、8月11日（水曜日）から当面の間、感染警戒レベルを「感染対策期」に引き上げました。市内での感染拡大を集中的に抑え込むため、お一人お一人が、最大の警戒と危機感で、正しくマスクを着用し、手洗いや手指消毒、換気など基本的な感染防止対策を徹底し、「感染対策期」の要請を実行するようご理解とご協力をお願いします。また、事業者の皆様には、テレワークや時差出勤などをさらに進めるようお願いします。

市民や事業者の皆さんへの要請

○県外との不要不急の往来自粛

- ・緊急事態宣言地域や感染拡大地域などはもちろん、県外との不要不急の往来（帰省や旅行など）自粛してください。
- ・県外からの帰省は、延期や中止をお願いします。
- ・やむを得ず往来する場合は、訪問先自治体の感染状況を確認し、現地の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底してください。

○他市町との不要不急の往来自粛（通勤は除く）

- ・他市町への帰省は見送ってください。
- ・松山市内の帰省でも、普段から顔を合わせていない人との会食は控えてください。（会話する際もマスクを正しく着用）
- ・やむを得ず、県内のほかの地域へ帰省する場合は、久しぶりの親族で集まる場（特に会食）は見送ってください。

○不要不急の外出自粛

- ・少なくとも5割削減を目標に不要不急の外出は自粛してください。

○会食の注意

- ・普段顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と（参加者の2週間以内の行動歴を確認）
- ・4人以下で、概ね2時間以内
- ・少しでも体調に異常があれば出席しない、させない

- ・感染防止対策が徹底されている店を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント

- 座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底
- ・席の間隔を十分空けて
- ・大声を出さない。羽目を外さない
- ・夏休みやお盆休み中は、久しぶりに会う親戚や友人との会食は控えてください。
- ・自宅など飲食店以外での会食も同様に注意してください。

市民の皆さんへの要請

○感染回避行動の徹底

- ・体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談し、受診してください。
- ・家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促してください。
- ・基本的な感染対策を徹底してください。※マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効。

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

- ①飲酒を伴う懇親会など、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話
- ④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

事業者の皆さんへの要請

○業種別ガイドラインを実践

○職場内で徹底した感染防止対策を実行

- ・テレワーク、時差出勤をより一層、利用促進してください。
- ・日常の執務室はもちろん、更衣室や休憩室なども含め、職場内の感染拡大防止対策を徹底してください。（小まめな手指消毒、共用物などの消毒、換気の徹底）
- ・毎日、検温や報告など、従業員の体調確認を徹底してください。
- ・休暇取得を推奨してください。
- ・職場内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促してください。

○飲食店や商業施設、イベント、催し物などで徹底した感染対策を実行

（業務の特性などを考慮）

- ・入場者が密にならないよう、整理し、誘導してください。
- ・発熱など有症状者の入場を避けるための措置をしてください。
- ・手指消毒の設備を設置し、利用者などへ呼び掛けてください。
- ・入場者へマスクの着用を徹底するなど呼び掛けてください。
- ・マスクの着用などに正当な理由なく応じない者の入場を禁止してください。
(すでに入場している者の退場も含む)
- ・会話など飛沫での感染を防止する効果がある措置をしてください。
(アクリル板などの設置または座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- ・従業員に検査を勧奨してください。

○酒類を提供する飲食店への営業時間短縮の要請

[対象]松山市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店

※屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配やテイクアウトを除く。

[営業時間短縮要請期間]

令和3年8月16日（月曜日）午前0時から8月31日（火曜日）午後12時まで

※営業は午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

※愛媛県の「愛顔の安心飲食店認証制度」の認証を受けている店舗は、営業時間が

午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）

○営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金

[中小企業] 前年度または前々年度の1日当たりの売上高に応じて、2万5千円～
7万5千円／日

[大企業など] 1日当たりの売上高の減少額を基に算出（上限20万円／日）

※全期間協力した店舗が対象です。

※県と松山市が共同で実施します。また、松山市内の対象店舗を見回ります。

学校関係

○教育活動全般

- ・身体接触を伴う活動などは行わないでください。
- ・校外との交流活動は、県内・県外ともに、進路に関わるものなど、やむを得ないものを除き、当面は見送ってください。

○部活動

- ・他校との練習試合や合同練習は行わないでください。
- ・県内の公式大会は実施します。（必要に応じ、主催者が観客を制限）
- ・全国大会などへの県代表としての参加は例外的に認めます。※教員の見守り活動を強化

市管理施設関係

○市管理施設は感染防止対策を徹底して原則開館します。

○全ての集客施設は、入場制限の強化や施設内の一閉鎖（現対策を強化します）

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策を徹底します。
- ・緊急事態宣言地域などと感染拡大地域からの来訪者などには、施設利用を控えるよう協力を依頼します。（告知文の掲示、施設ホームページへ掲載し周知など）
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等を徹底します。
- ・施設内で、十分な感染防止対策が難しい場所などは閉鎖します。

○市管理施設の貸館利用は以下を条件に「利用を許可」します。

- ・ガイドラインの遵守など、感染防止対策を徹底してください。
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先を把握してください。
- ・えひめコロナお知らせネットの活用を徹底してください。

市主催の集客イベント関係

○感染防止対策を一層徹底し、開催方法を見直します。